

○インターネット異性紹介事業事務取扱要綱の制定について（概要）

（令和5年9月22日 例規第48号 神生総発第237号）

この要綱は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の規定に基づき実施する、神奈川県警察におけるインターネット異性紹介事業の届出等に係る事務手続に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容

- 第1条 趣旨
- 第2条 各種届出の手続
- 第3条 事業開始の届出
- 第4条 生活安全総務課長の調査等
- 第5条 廃止の届出
- 第6条 変更の届出
- 第7条 生活安全総務課長による調査等
- 第8条 署長への関係書類の返送
- 第9条 犯罪等を認知したときの措置
- 第10条 警告を実施したときの措置